

記載

※登録番号

栃木県消費生活相談員人材バンク登録票

記入日 令和 元 年 5 月 1 日 現在

1. 履歴事項

(1) 氏名	ふりがな とちぎ はなこ		昭和 平成	40 年 1 月 1 日生 (満 54 歳)
	栃木 花子			
(2) 現住所等	〒 320 - 8501	メールアドレス	seikatsu@pref.tochigi.lg.jp	
	栃木 都・道・府・県 宇都宮市埴田1-1-20		アパートの名称・部屋番号まで記入してください。	
日中、連絡が 取れるよう 携帯電話の 番号も記入 してください。	電話 (028) 623 - 3244	携帯電話	(090) 1234 - 5678	
	<p>※ 取得している資格名の番号に○印を付け、資格取得年を記入してください。 (更新の必要のある資格については、直近の更新年も記入してください。)</p> <p>※ 複数の資格を取得している方はすべて記入してください。</p> <p>※ 資格取得を証明する書類を添付してください。(既に提出した方を除く。)</p>			
(3) 資格	資格の名称	資格取得	直近更新	
	1 消費生活相談員(国家資格)	平成・令和 28 年		
	2 消費生活専門相談員	昭和・平成・令和 16 年	平成・令和 26 年	
	3 消費生活アドバイザー	昭和・平成・令和 年	平成・令和 年	
(4) 指定講習会	4 消費生活コンサルタント	昭和・平成・令和 年		
	平成・令和 28 年 7 月 修了	※ 法の規定に基づく指定講習会をいいます。 ※ 修了を証明する書類を添付してください。		
(5) その他消費生活相談に際し参考となる資格	※ 自由記入(資格の取得年月も記入してください。)			その他、参考になるものは何でも記入してください。
行政書士(平成○年○月取得) 教員免許(昭和○年○月取得) 宅地建物取引主任者(平成○年○月取得) ファイナンシャルプランニング技能士○級(平成○年○月取得)				

(注) 本票を郵送、電子メール又はFAXで御提出ください。本票に御記入いただいた個人情報は、栃木県個人情報保護条例その他関係法令に基づき厳正に取り扱うとともに、栃木県消費生活相談員人材バンク事業以外で使用することはありません。

(裏面も記入してください。)

現在、勤務している場合は、消費生活センター以外でも記入してください。(株式会社〇〇など)

(6) 現在の勤務状況	勤務している・勤務していない (勤務先 〇〇市消費生活センター <※>)	
(7) 消費生活相談に係る職歴	<p>※ 平成28年4月1日時点の実務経験について、該当するものの番号に○を付けてください。</p> <p>1 通算1年以上 (平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でも通算1年以上)</p> <p>2 通算1年以上 (平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間では通算1年未満)</p> <p>3 1年未満</p> <p>※ 今までの勤務歴を直近のものから下欄に記入してください。</p>	
勤務期間		勤務先
昭(平)令 28年 4月 ~ 昭・平・令 年 月	〇〇市消費生活センター	
昭(平)令 27年 10月 ~ 昭(平)令 28年 3月	農林水産省 ('消費者の部屋'アドバイザー)	
昭(平)令 3年 4月 ~ 昭(平)令 22年 3月	株式会社〇〇〇〇 (お客様相談室)	
昭(平)令 60年 4月 ~ 昭(平)令 3年 3月	消費者団体〇〇〇〇 (消費者相談員)	

消費生活相談に係る職歴のみを直近のものから記入してください。(現在も勤務している場合は、一番上の記載は上記の<※>と同じ記載になります。)

2. 就職に関する希望条件等

(8) 就職希望時期	令和 元年 10月頃	具体的な曜日の希望があれば、記入してください。																					
(9) 1週当たり可能勤務日数	4日 「火・金の午前中を希望」、「水曜日は勤務不可」など																						
(10) 1日の勤務希望時間	8時30分から 17時00分まで	24時間表記で記入してください。																					
(11) 勤務希望場所(センター)	<p>※ 勤務を希望する消費生活センターの番号に○印を付けてください。(複数可)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 栃木県</td> <td style="width: 33%;">8 小山市</td> <td style="width: 33%;">15 下野市</td> </tr> <tr> <td>2 宇都宮市</td> <td>9 真岡市</td> <td>16 上三川町</td> </tr> <tr> <td>3 足利市</td> <td>10 大田原市</td> <td>17 芳賀地区 (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の共同設置)</td> </tr> <tr> <td>4 栃木市</td> <td>11 矢板市</td> <td>18 壬生町</td> </tr> <tr> <td>5 佐野市</td> <td>12 那須塩原市</td> <td>19 野木町</td> </tr> <tr> <td>6 鹿沼市</td> <td>13 さくら市</td> <td>20 高根沢町</td> </tr> <tr> <td>7 日光市</td> <td>14 那須烏山市</td> <td>21 那須町</td> </tr> </table> <p>※ 平成28年4月1日現在、センターを設置しているのは、県及び上記19市町1地区 ※ 塩谷町は矢板市へ、那珂川町は大田原市へ相談業務を委託しています。</p>		1 栃木県	8 小山市	15 下野市	2 宇都宮市	9 真岡市	16 上三川町	3 足利市	10 大田原市	17 芳賀地区 (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の共同設置)	4 栃木市	11 矢板市	18 壬生町	5 佐野市	12 那須塩原市	19 野木町	6 鹿沼市	13 さくら市	20 高根沢町	7 日光市	14 那須烏山市	21 那須町
1 栃木県	8 小山市	15 下野市																					
2 宇都宮市	9 真岡市	16 上三川町																					
3 足利市	10 大田原市	17 芳賀地区 (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の共同設置)																					
4 栃木市	11 矢板市	18 壬生町																					
5 佐野市	12 那須塩原市	19 野木町																					
6 鹿沼市	13 さくら市	20 高根沢町																					
7 日光市	14 那須烏山市	21 那須町																					

勤務を希望するセンターすべてに○を付けてください。